助成事業スケジュール

令和4年12月1日~ 令和5年1月20日

助成事業募集

●ホームページより指定様式をダウンロードし、(公財) 福島県スポーツ振興基金(以下「基金」という。)に 「企画提案書」を提出していただきます。

令和5年2月下旬

助成審查委員会

助成事業・助成額の審査をします。

令和5年3月下旬

助成事業決定

●助成申請団体に「助成金交付内示書」を送付します。 ※内示を受けた団体は「助成金交付申請書」を提出してくだ

交付が決定した団体には「助成金交付決定通知書」を送付

※不採択の場合は、別途通知します。

令和5年4月 1日~ 令和6年3月31日



助成金概算払

●助成金の額の確定前に おいて、必要に応じて 概算払請求を行うこと ができます。

又は令和5年9月30日の いずれか早い日まで

現況確認

●事業の実施状況を確認するため、中間チェックシー トを提出していただきます。

事業完了後30日以内 又は令和6年3月31日の いずれか早い日まで

実績報告

●「実績報告書」を基金に提出していただきます。

~令和6年3月31日まで

助成金確定

●「実績報告書」を審査の上、助成金額を確定します。

「助成金請求書」の提出が あった翌月末又は令和6年 4月末~5月上旬

T960-8670

助成金交付

●確定した助成金を助成団体指定金融機関へ振込み ます。

詳しいスケジュール、各書類の提出方法、 様式についてはホームページでご確認ください。

から掲載します。

● ホームページ検索 ●

福島県スポーツ振興基金



http://www.fss-kikin.jp/



公益財団法人福島県スポーツ振興基金 TEL 024-521-7995 FAX 024-521-7879

福島市杉妻町2番16号 福島県文化スポーツ局 スポーツ課内



公益財団法人 福島県スポーツ振興基金 一般団体 10万円~80万円の 助成金 ※助成区分、総事業費の 額によって変動します。

スポーツのある生活で人と地域が輝く「ふくしま」を応援します!

合和5年度助成事業のご案内■

スポーツ振興基金では、県民のみなさんの豊かなスポーツライフの実現に向けて、 生涯スポーツを振興する各種団体に対して助成を行います。

令和5年4月1日(土)から 令和6年3月31日(日)までの 1年間に実施する事業を募集します。



助成対象団体の資格 生涯スポーツ事業を行う団体で 次のすべての条件を満たす団体とします。

- 県内に主たる事務局を有していること。
- ② 定款又は規約が整備されていること。
- 年間事業計画書が策定されていること。
- 収支予算書・決算書が整備されていること。
- **⑤** 新型コロナウイルス感染症の感染防止対策が 実施されていること。

スポーツ相談・啓発・情報提供事業

公益財団法人福島県スポーツ協会が行うスポーツ相談や啓発・情報提供事業に対して助成を行います。

※一般の募集はありません。

ふくしまレクリエーションフェスタ支援事業

ふくしまレクリエーションフェスタ実行委員会が行う「ふくしまレクリエーションフェスタ」の開催に対して ※一般の募集はありません。 助成を行います。

スポーツボランティア支援事業

特定非営利活動法人うつくしまスポーツルーターズが行うスポーツボランティア関連事業に対して助成を 行います。 ※一般の募集はありません。

生涯スポーツ地域連携事業

総合型地域 SC(スポーツクラブ)支援事業

地域の他団体と連携し、多様なニーズや地域課題に応える 総合型地域スポーツクラブの、生涯スポーツを通した地域 ネットワークの構築が見込まれる取組に対して助成を行います。 助成額

40万円~80万円

助成率

総助成対象経費の5/5以内

広域スポーツセンター支援事業

広域スポーツセンターが行う生涯スポーツ関連事業 に対して助成を行います。

※一般の募集はありません。

総合型地域スポーツクラブ連絡協議会支援事業

公益財団法人福島県スポーツ協会が行う総合型地域 スポーツクラブ関連事業に対して助成を行います。

※一般の募集はありません。

障がい者スポーツ地域連携事業

助成額の上限目的を達成するために必要な額

助成率

総助成対象経費の5/5以内

障がい者スポーツの普及・振興及び、障がい者のスポーツ活動を通した地域社会参加の促進を目的として、 県内広域的かつ継続的な事業を行う団体に対して助成を行います。

募集事業

助成対象団体

生涯スポーツ事業を行う団体

助成率

総助成対象経費の4/5以内

公益財団法人 福島県スポーツ振興基金 助成事業

> スポーツ・ レクリエーション 指導者の 養成・確保と充実

生涯スポーツの振興

スポーツ施設の 整備と活用

その他基金の目的を 達成するために 必要な事業

スポーツ・レクリエーション指導者養成事業

助成額

10万円~50万円

スポーツやレクリエーションに関する指導者の養成や指導者としての資質の向上を図る事業に対して助成を行います。

スポーツを通した人づくり事業

助成額

10万円~60万円

※開催が、年間3回未満のイベント開催等の 事業は上限額40万円

子どものスポーツ環境に関する事業

子どもがその適性や興味・関心に応じ、スポーツ 活動に取り組む機会を創出する事業に対して助 成を行います。

●子どもと保護者を対象とした定期開催のスポーツ教室 ●様々なスポーツを体験できるスポーツイベント など

成人のスポーツ環境に関する事業

成人のスポーツ参加意識を向上させ、スポーツ活動 に取り組む機会を創出する事業に対して助成を行い ます。

●社会人を対象とした定期開催のスポーツ教室 ● ヨガ・体幹トレーニングなどの体操教室 など

助成額

10万円~50万円

障がい者のスポーツ環境に関する事業

障がい者がその障がいの程度に応じて、多様な形でス ポーツを楽しめる機会の創出及び環境を整備する事 業に対して助成を行います。

●パラスポーツ体験会 ●ボッチャ教室 など

高齢者のスポーツ環境に関する事業

高齢者が、それぞれの健康状態や身体能力に応じて 体を動かしたり、運動やスポーツを楽しんだりする ことができる環境を整備する事業に対して助成を 行います。

●高齢者を対象とした定期開催の健康運動教室 ●マスターズスポーツフェスタ など

スポーツを通した地域づくり事業

10万円~70万円

地域社会という日常生活圏の中で、地域資源を活用しスポーツを通して地域の活性化を図る事業や、他県や他市町 村及び地域内外の様々な年代層の人々のスポーツを通した交流を創出する事業に対して助成を行います。

- ●地域の名所などの地域資源を活用して、地域内外の人々の交流を図るスポーツイベントの開催
- 例 ●地域のスポーツ施設をより多くの人に活用してもらうことを目的としたスポーツ教室等の開催
 - 県内で開催する他県とのスポーツ交流会 (競技性の高い大会や合宿等は除く)